

議案第50号

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市職員の給与改正に合わせ、北名古屋市会計年度任用職員に対して支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。